



契約後 V E 概要

契約後VEの趣旨



Shizuoka City

- H17 品確法の施行
- H18 設計VEの導入
- H24 総合評価方式の本格実施

民間の技術開発を
積極的に活用



更なる品質確保やコスト縮減を達成するため、
契約後VEの導入

契約後VEの概要



Shizuoka City

定義

「指定」に限る
Ex) 指定仮設、材料

契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能及び性能等を低下させることなく、請負代金額の低減が可能な施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案「VE提案」を受け付け、設計変更を行うことができる方式である。

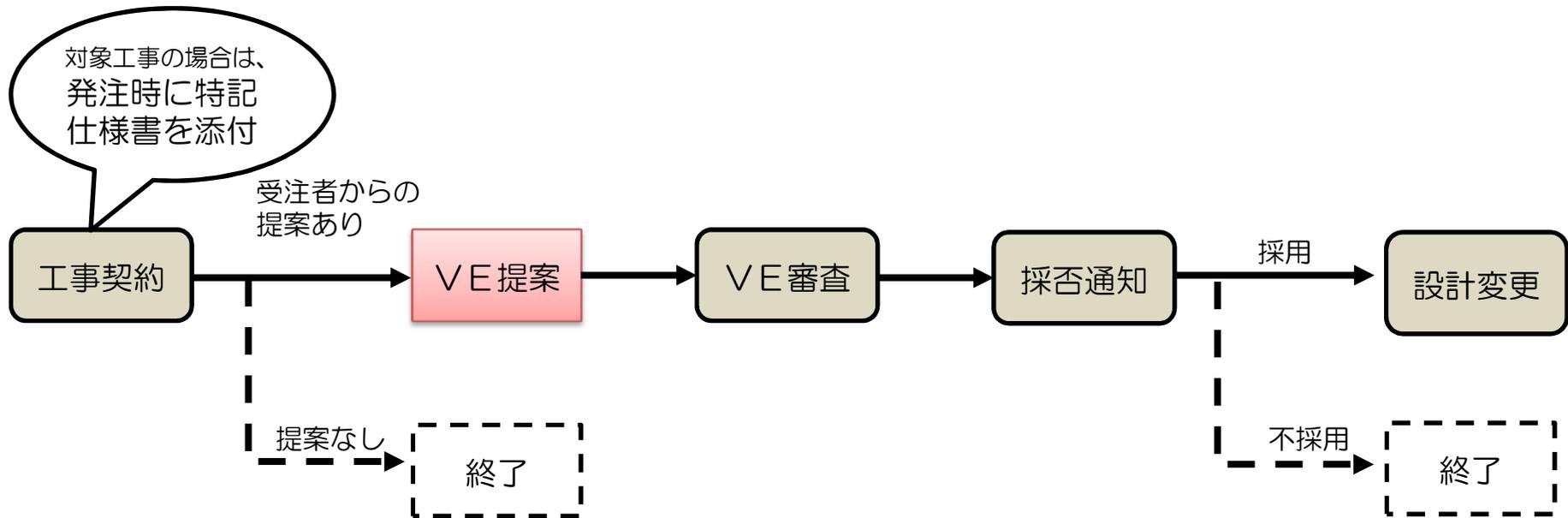
VE提案が採用された場合には、請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額をVE管理費として計上する。

契約後VEの概要



Shizuoka City

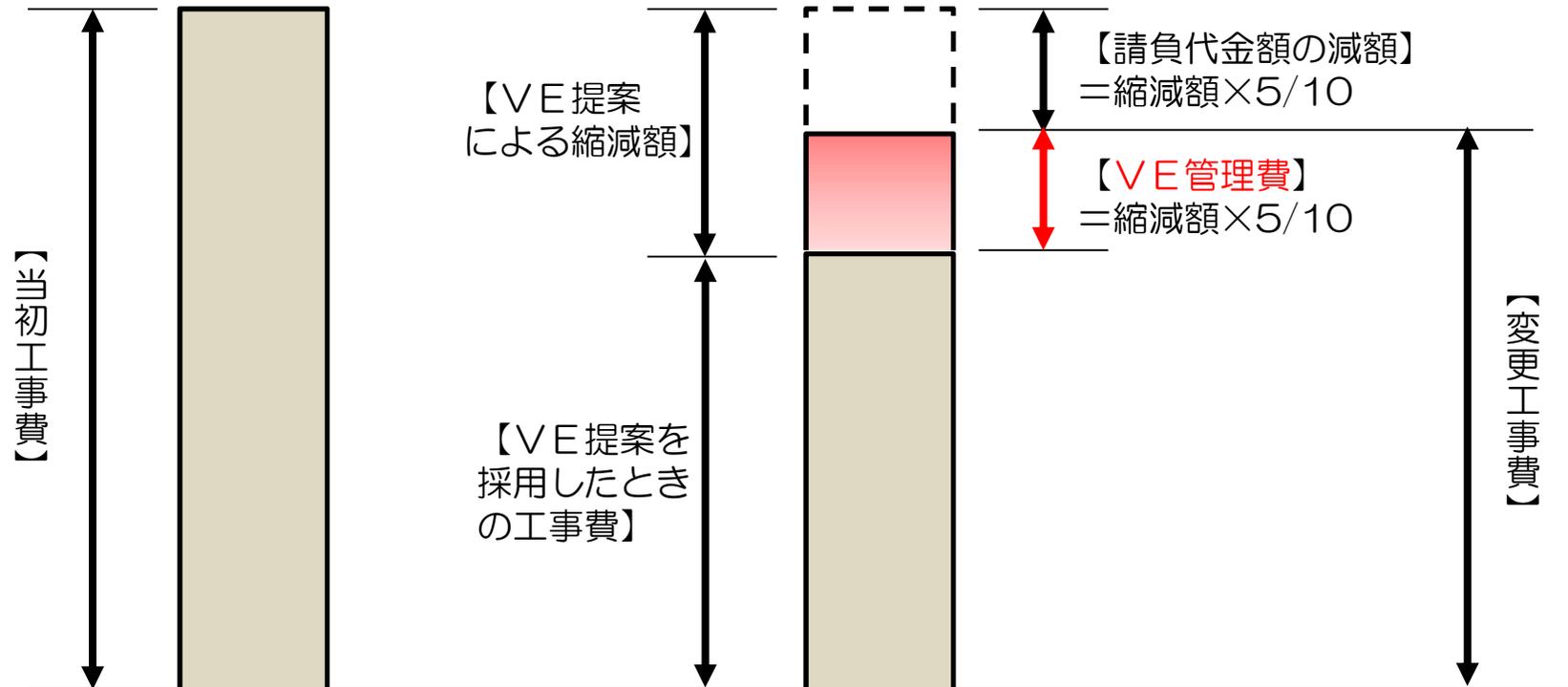
事務手続きの流れ



契約後VEの概要



VE管理費の考え方



契約後VEの概要



Shizuoka City

受注者側のメリット

VE提案が採用されると・・・

- 現場条件に更に適した施工方法へ変更可能
- VE管理費として縮減額の10分の5が受注者側へ還元

など

契約後VEの概要



Shizuoka City

提案時の注意事項

VE提案が不採用となるのは・・・

- 施工時の安全性が担保されないもの
- 施行計画や仮設計画等の確実性が担保されないもの
- 施工期間が当初設計より長くなるもの
など

契約後V Eの国や他県動向



Shizuoka City

- 国交省：H9から試行実施
- 静岡県：H10から実施
その他、31都道府県、9政令市が実施



原則、**請負対象設計金額1.5億円以上**の建設工事を対象とする。

また、1.5億円未満の建設工事については、**民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等について固有の技術を有する工事**（例；橋梁工事、基礎工事等）で、技術提案があると見込まれる工事を対象とする。



工事施工者の皆様へ

契約後 V E は、
受発注者双方にメリットのある制度です。

積極的なご提案をお待ちしております。